

◎昭和四十九年千葉県告示第六百八十四号の一部を改正する告示 新旧対照表

○騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準の設定（昭和四十九年千葉県告示第六百八十四号）

改正案		現行																												
<p>騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第四条第一項の規定により、特定工場等において発生する騒音の時間及び区域の区分ごとの規制基準を次のように定め、昭和四十九年九月一日から施行し、その関係図面は、千葉県環境生活部大気保全課及び関係町村役場において閲覧に供する。</p> <p>なお、この告示の施行の前日において、現に設置されている特定工場等であつて、この告示に規定する当該特定工場等に係る規制基準値が、昭和四十九年千葉県告示第六百八十二号による廃止前の告示（昭和四十四年千葉県告示第百八十八号）に規定する規制基準値未満となるものについては、この告示の規定にかかわらずこの告示の施行の日から一年間はなお従前の例による。</p>		<p>(略)</p>																												
<p>時間及び区域区分</p> <table border="1"> <tr> <td>時間区分</td> <td>昼間</td> <td>朝・夕</td> <td>夜間</td> </tr> <tr> <td>区域区分</td> <td>午前八時から午後七時まで</td> <td>午前六時から午前八時まで及び午後七時から午後十時まで</td> <td>午後十時から翌朝の午前六時まで</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		時間区分	昼間	朝・夕	夜間	区域区分	午前八時から午後七時まで	午前六時から午前八時まで及び午後七時から午後十時まで	午後十時から翌朝の午前六時まで	(略)				<p>時間及び区域区分</p> <table border="1"> <tr> <td>時間区分</td> <td>昼間</td> <td>朝・夕</td> <td>夜間</td> </tr> <tr> <td>区域区分</td> <td>午前八時から午後七時まで</td> <td>午前六時から午前八時まで及び午後七時から午後十時まで</td> <td>午後十時から翌朝の午前六時まで</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		時間区分	昼間	朝・夕	夜間	区域区分	午前八時から午後七時まで	午前六時から午前八時まで及び午後七時から午後十時まで	午後十時から翌朝の午前六時まで	(略)						
時間区分	昼間	朝・夕	夜間																											
区域区分	午前八時から午後七時まで	午前六時から午前八時まで及び午後七時から午後十時まで	午後十時から翌朝の午前六時まで																											
(略)																														
時間区分	昼間	朝・夕	夜間																											
区域区分	午前八時から午後七時まで	午前六時から午前八時まで及び午後七時から午後十時まで	午後十時から翌朝の午前六時まで																											
(略)																														
<p>備考</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第一種区域、第二種区域、第三種区域及び第四種区域の区分は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>山武郡芝山町</td> <td>第一種区域</td> <td>第一種低層住居専用地域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第二種区域</td> <td>第一種住居地域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第三種区域</td> <td>近隣商業地域及び準工業地域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第四種区域</td> <td>工業専用地域</td> </tr> </table>		(略)			山武郡芝山町	第一種区域	第一種低層住居専用地域		第二種区域	第一種住居地域		第三種区域	近隣商業地域及び準工業地域		第四種区域	工業専用地域	<p>備考</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>山武郡芝山町</td> <td>第二種区域</td> <td>第一種住居地域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第三種区域</td> <td>近隣商業地域及び準工業地域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第四種区域</td> <td>工業専用地域</td> </tr> </table>		(略)			山武郡芝山町	第二種区域	第一種住居地域		第三種区域	近隣商業地域及び準工業地域		第四種区域	工業専用地域
(略)																														
山武郡芝山町	第一種区域	第一種低層住居専用地域																												
	第二種区域	第一種住居地域																												
	第三種区域	近隣商業地域及び準工業地域																												
	第四種区域	工業専用地域																												
(略)																														
山武郡芝山町	第二種区域	第一種住居地域																												
	第三種区域	近隣商業地域及び準工業地域																												
	第四種区域	工業専用地域																												

(略)

備考

一 市街化調整区域並びに第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、令和七年五月三十日現在において、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項及び第八条第一項第一号の規定により定められた区域及び地域をいう。

二・三 (略)

(略)

備考

一 市街化調整区域並びに第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域とは、令和五年七月七日現在において、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項及び第八条第一項第一号の規定により定められた区域及び地域をいう。

二・三 (略)